

札幌市環境プラザに関する説明資料

1 施設内容

名 称	札幌市環境プラザ
設置目的	本市の環境保全活動を推進することを目的とし、環境教育・学習の拠点、市民や市民団体等の環境の保全に関する活動の拠点施設として開設する。
開設時期	平成15年9月(複合施設として調整中)
開設場所	札幌市北区北8西3西地区の13階建再開発民間ビル(通称:エルプラザ)内
公共施設規模 1~4F	公共施設面積 9,930㎡ 男女共同参画センター 4,372㎡ 消費者会館 511㎡ 環境プラザ 508㎡ 市民活動サポートセンター 478㎡ 共有施設(情報センター、交流広場、共同相談室、託児室など)
環境プラザ 固有施設 (2F)	総面積: 508㎡ (展示コーナー(受付、ボランティアスペース、展示スペース等) 290㎡ 打合コーナー : 56㎡ ミーティングルーム : 19㎡ 環境研修室: 120㎡(2室) 用品庫: 23㎡)
施設管理	複合4施設全体の施設管理は、効率化のため一括して男女共同参画センターが行い、各固有施設の管理は各施設が行う。

2 予定する休館日及び開館時間

環境プラザは市民の自主的活動拠点であるから、市民の自由な利用をできるだけ確保するため、土日祝日利用や夜間利用を可能としたい。

休館日	年末年始のみ(12月29日~1月3日)とする。
利用時間	事務所業務、相談業務、展示スペースの利用は、午前9時~午後5時15分。 環境研修室、ミーティングルームの利用は、午前9時~午後10時。 1F情報センターの利用は、午前9時~午後8時。

3 市民の施設利用について

環境プラザ固有施設部分の利用

環境情報収集・相談の利用	各種相談業務の他，プラザHP，関係図書，資料等によって自由に環境情報を収集することができます。
展示物やプラザHPによる学習	展示物やプラザHP，情報コーナー図書類などで，自由に学習することができます。
展示，掲示等における利用	特別展示スペース，掲示板から，展示・掲示物，パンフレット等によって，自らの活動を発信していくことができます。
HPの活用，展示物の利用	プラザHPや展示物には，市民が活動状況を発信したり，地図情報システムを利用したり，環境活動の一環として映像編集を行うことができるなど，市民が活動のために利用できる機能を付加する予定。
打合せコーナー，環境研修室，ミーティングルームの利用	環境保全活動のため，環境研修室やミーティングルームを研修会，勉強会，会合等に利用できます。 環境保全活動のためのフリースペースとして打合せコーナーを設けます。

共用施設，その他施設の利用

情報センター	図書，ビデオの閲覧・貸出。PCによる情報検索や環境学習が可能です。
交流広場	複合各施設が行う展示会や交流の場等に利用できます。
託児室	原則として自由使用。ただし，託児スタッフは利用者に準備願います。
共同相談室	消費者センター中心の利用ですが，市民活動に関わる各種相談者が利用可能です。
市民サポートセンターの作業コーナー	市民活動サポートセンターに登録することで利用できます。
その他，一般貸室等	環境プラザの主催に位置付けた事業において優先的に利用できます。

4 施設機能

1 環境情報の収集提供

地域の環境情報の充実

学校や市民，市民団体等の活動には各地域の自然情報や環境活動情報が必要であることから，これらの情報を利用しやすい形態で提供する。地域情報の範囲は，環境活動の広がりを考慮し，市外近郊を含めた札幌圏とする。

環境に取り組む事業者の支援

市内事業者のほとんどが中小規模であることから，これらの事業者の環境関連の事業活動情報を市民や他事業者に分かりやすい形態で提供する機能を持たせる。

環境関連他施設の紹介・連携

市内及び市近郊の施設の環境情報を環境プラザに集約し，環境プラザがこれら施設とのコーディネート役割を果たせるよう連携を進めたい。

2 環境教育・学習事業の実施

児童・生徒対象事業の充実

平成14年度からの学校「総合的な学習の時間」，学校週5日制になったことを受け，これらの時間を活用した環境教育・学習を一層推進するため，各種教材の貸出や参加型展示設備，学習型HPの提供を行う他，協働型事業の企画・提供などにより，児童・生徒が参加できる環境教育・学習を積極的に支援していきたい。

市民・市民団体対象事業の充実

既に実施中の事業に加え，環境に対する関心度や習熟度に応じた環境教育・学習事業，支援事業をいろいろな主体と協働で進めたい。

3 環境保全活動・交流の支援と推進

環境保全活動を進めるためには，各主体間の交流・協力の推進が重要なことから，各主体への情報提供や要望に対するコーディネート機能を充実させ，ネットワークの構築を進めたい。

4 環境保全型技術の学習・普及

施設に導入する環境保全型技術の普及促進

環境プラザには，太陽光発電や雨水利用システム，再生床材の使用等の環境保全型技術を導入する予定であり，これらを利用しながら，環境保全型技術の普及促進を進める。

寒冷地特有の環境保全型技術等の普及促進

本市は積雪寒冷地特有の問題をかかえていることから，省エネ技術等の紹介等による普及を促進するほか，省エネ型ライフスタイルの市民や事業者への広い普及を進める。

事業者の取り組みの支援事業の充実

各事業者の環境への取り組みのPRや商品・技術のPR等を積極的に支援するため，情報システムの活用や環境イベント参加，展示スペースの提供等の支援事業を実施する。

5 環境教育園機能の取扱い

環境プラザは，都心地区での開設となることから，環境教育園設備は設置しないこととしたが，近郊の自然教育関連施設との連携を深め，環境プラザ事業でのこれらの施設の利用や各施設の事業を積極的に紹介すること等により，環境教育園機能を補っていきたい。

5 関連施設との連携

<p>北海道環境サポートセンター</p> <p>北海道環境サポートセンターと機能的に重複するところもあるが、市民等の活用に相乗効果が現れるよう、事業の重点化、互いの施設の長所を生かした業務連携、情報の相互融通、定期的な情報交換を進めたい。</p>
<p>環境関連施設</p> <p>環境問題を考えるうえでは、いろいろな視点からのアプローチにより環境を総合的な観点でとらえられるようになることが重要である。このため、環境プラザに総合情報センター機能やコーディネート機能をもたせ、プラザで各施設を積極的に紹介していったり、各施設との連携事業を検討するなど、連携を強めたい。</p>
<p>複合化施設</p> <p>男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンターと複合施設化したことから、共用施設の効率的設置を図ってきたが、利便性の高い施設となるよう運営においても協力していく。</p>

6 札幌市に係る環境プラザ業務と本庁（環境活動推進課）業務の分担

環境プラザ業務	本庁（環境活動推進課）業務
環境情報センター機能（情報の収集提供）	他関係機関・他部局との調整を要する業務
市民の環境活動に係る相談	行政指導
環境保全活動の場の提供	情報の管理に係る業務
環境教育・学習機会の提供	予算決算及び支出事務、融資制度
図書・資料・教材等の閲覧・貸出	議会
その他教育・学習・環境活動の支援	JICA等国際協力業務関係
プラザ運営に係る庶務	その他環境行政との係わりが強い業務